

立川市参与及び専門委員の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条及び第174条の規定に基づく参与及び専門委員（以下「参与等」という。）の設置及び運営に関する基本的事項について、特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(参与の設置)

第2条 立川市（以下「市」という。）に参与を置くことができる。

- 2 参与は、市長の策定する重要な施策について市長に進言し、又は助言する。
- 3 参与に関する庶務は、当該参与が担う分野の主管課において処理する。

(専門委員の設置)

第3条 市に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が委託する事項（以下「委託事項」という。）について調査研究をし、市長に報告する。
- 3 専門委員は、一つの委託事項につき10人以内とする。
- 4 委託事項、当該委託事項に係る専門委員の人数及び当該専門委員に関する庶務を行う部課等は、市長が別に定める。

(権限)

第4条 参与等は、職務を遂行するために、市長の事務を分掌している各部課等の長に対して資料を要求し、及び説明を求めることができる。

(身分)

第5条 参与等の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(選任)

第6条 参与は、市政について高い識見を有する者のうちから市長が選任する。

- 2 専門委員は、委託事項について専門の学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

(任期)

第7条 参与等の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(執務)

第8条 市長は、特に必要と認める場合は、参与等が執務を行う場所を指定することができる。

2 参与等の執務する日数等は、市長が別に定めるものとする。

(運営)

第9条 市長は、必要と認めたときは、専門委員をして共同の調査研究を行わせることができる。

2 前項の規定に基づき専門委員が共同して調査研究する場合の実施方法については、その都度市長が定める。

(報告)

第10条 第3条第2項の規定に基づく専門委員の報告は、文書等によるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 参与等の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により、市長が予算の範囲内で別に定める。

2 参与等の費用弁償は、立川市非常勤職員給与等支給条例の定めるところによる。

(服務)

第12条 参与等は、法令、条例、規則及び規程等に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 参与等は、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 参与等は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解職)

第13条 市長は、参与等が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であってもその職を解くことができる。

(1) 自己の都合により退職を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) 第2条第2項又は第3条第2項に規定する役割を怠ったとき。

(4) 前条各項の規定に違反したとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

(公務上の災害補償)

第14条 参与等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、立川市非常勤職員公務災害補償条例（令和元年立川市条例第54号）に定めるところによる。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、行政管理部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。